

# 誓約書

宮古島市長 殿

私は、竹原地区土地区画整理事業区域内において建築を申請するにあたり、下記の条件を遵守しますので、許可をお願いします。

## 記

1. 工事着手前に係員立会いの下、仮杭を換地指定の折れ点に設置します。
2. 工事着手前に係員による、やり方確認検査を受けます。
3. 仮換地指定地では、民法234条第1項の規程により仮換地線（土地境界）から5.0cm以上の距離を確保します。
4. 画地確定の完了時までには、ブロック塀等は、換地線上には設置しません。
5. 今後予定する換地線確定に支障を来す場合は、自費で建築物等に移転又は撤去します。
6. 区画整理事業で生じる土地の高低差による宅地の利用価値低減については、損失補償は請求しません。
7. 建築用資材及び工事車両は、道路等に置きません。やむを得ず道路を使用する時は、法を遵守し安全管理に十分注意します。
8. 道路及び付属物を破損した時は、私（建築主）の負担において補償します。
9. 道路上に土砂及び砂利等散在しません。なお、使用道路に不陸箇所が生じた場合は、ただちに補修し復旧します。
10. 許可建築物、工作物を他に賃貸し又は譲渡する場合は、賃貸人又は譲渡人にこの誓約書の内容をよく説明し各項目に反しない事を承諾する書面を市長に提出します。
11. その他、事業施行者が必要と認めた場合、その指示に従います。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

建築主  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

住 所 \_\_\_\_\_

設計者  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟